

# 平成30年度 公文書開示状況（8月決定分）

## 港湾局

### 表の見方

#### <決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
  - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30.7.26	H30.8.2	「平成29年度羽伏漁港－7.5M岸壁建設及びその他工事（第5回変更）」の「工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、変更代価明細表、諸経費計算書」	73	1														港湾局 離島港湾部 管理課
2	H30.7.23	H30.8.6	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築空調設備工事」の「工事費内訳、工事種別内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、直接工事費別紙明細、見積比較表、代価表」	143	1						1				1				港湾局 港湾整備部 建設調整課
3	H30.8.3	H30.8.9	「平成30年度新海面処分場D7*ロック深掘工事（その2）」の「子代価明細表、積算根拠（深掘）、積算根拠（土運船運搬）、積算根拠（水質汚濁防止枠）、積算根拠（底質調査）、積算根拠（経層探査）」	40	1														港湾局 港湾整備部 建設調整課
4	H30.7.30	H30.8.10	・平成28年4月1日付締結「東京都八丈島空港の管理に関する基本協定」の「八丈島空港緑地管理仕様書、公園維持標準仕様書」	50	1							1							港湾局 離島港湾部 計画課
5	H30.8.1	H30.8.14	「平成27年度海の森水上競技場整備工事」の「特記仕様書、仕上表」	20	1														港湾局 東京港建設事務所 オリンピック・パラリンピック施設 整備課
6	H30.8.2	H30.8.15	「中防内5号線南側77㎡-f（30）建設工事」の「代価明細表、数量計算書」	102	1														港湾局 港湾整備部 建設調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	H30.8.2	H30.8.15	「中防内5号線南側7号ローヂ(30)建設工事」の 「(1)見積り価格の決定について、(2)価格の決定」	2	1														・選定業者名及び歩掛りが公開されることにより、法人の競争上の地位が具体的に侵害されると認められるため。(条例第7条第3号) ・選定業者名及び歩掛りが公開されることにより、当該会社と都との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第6号)	港湾局 港湾整備部 建設調整課
8	H30.8.3	H30.8.15	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築空調設備工事、平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築給排水衛生設備工事(その2)」の 「見積比較表」	14	1														・予定価格算出に際しては、通常は設計単価表から引用して行うが、設計単価表に該当する材料がない場合に限り例外的に見積りを撤収する。このような場合、見積りを徴収する材料を供給できる事業者は業界の中にあつて少数であることから、見積り提出会社の会社名及び見積り価格を公開すると、事業者を特定することが可能となる。このため、法人の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる。(条例第7条第3号) ・見積り提出会社の会社名及び見積り価格を公開することにより、当該会社と都との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑により見積り価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。(条例第7条第6号) ・見積り比較表のうち、都が独自に定めた決定単価の算定に当たって用いる見積り価格等に対する乗率を開示することにより、予定価格を推計できることとなり、今後当局が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。(条例第7条第6号)	港湾局 港湾整備部 建設調整課
9	H30.8.3	H30.8.16	「平成29年度 13号地新客船ふ頭岸壁建設工事(その1)」の 「工事請負契約書」	1	1														・印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号)	港湾局 港湾整備部 建設調整課
10	H30.8.7	H30.8.21	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築消防設備工事(その2)」の 「工事内訳書、工事別内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書」	14	1															港湾局 港湾整備部 建設調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	H30. 8. 10	H30. 8. 24	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築空調設備工事、平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築給排水衛生設備工事（その2）」の「見積比較表、代価表」	117	1													<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格算出に際しては、通常は設計単価表から引用して行いが、設計単価表に該当する材料がない場合に限り例外的に見積りを撤収する。このような場合、見積りを徴収する材料を供給できる事業者は業界の中にあつて少数であることから、見積り提出会社の会社名及び見積価格を公開すると、事業者を特定することが可能となる。このため、法人の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる。（条例第7条第3号）</li> <li>・ 見積り提出会社の会社名及び見積価格を公開することにより、当該会社と都との信頼関係が損なわれ、積算業務の適正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の反感により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがある。（条例第7条第6号）</li> <li>・ 見積り比較表のうち、都が独自に定めた決定単価の算定に当たって用いる見積価格等に対する乗率を開示することにより、予定価格を推計できることとなり、今後当局が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。（条例第7条第6号）</li> <li>・ 代価表のうち、都が独自に定めた決定単価の算定に当たって用いる見積価格等に対する乗率を開示することにより、予定価格を推計できることとなり、今後当局が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、この場合単価についても、逆計算することによって乗率を特定することが可能となるため、乗率を併せて非開示とする。（条例第7条第6号）</li> </ul>	港湾局 港湾整備部 建設調整課
12	H30. 8. 10	H30. 8. 24	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築空調設備工事、平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築給排水衛生設備工事（その2）」の「直接工事費別紙明細書、共通費算定書」	40	1													港湾局 港湾整備部 建設調整課	
13	H30. 8. 10	H30. 8. 24	「平成26年度京浜運河（八潮五丁目）防潮堤建設工事、平成26年度京浜運河（港南四丁目）防潮堤（改良）建設工事、平成27年度京浜運河（港南四丁目）防潮堤（改良）建設工事（その2）、平成27年度京浜運河（八潮五丁目）防潮堤建設工事」の「工事設計概括書、工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、特記仕様書、図面、数量計算書、共通仮設費算出根拠」	719	1													港湾局 港湾整備部 建設調整課	